

障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

<障害者控除>

所得税および住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。

控除を受けるには、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

●**対象者** 市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

認定区分	認定要件
障がい者	①身体障がいの程度の等級表の3級～6級に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準の軽度または中度に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表の1級または2級に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準の重度に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、認定調査票により市が判断します。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「障害者控除対象者認定書」を郵送で交付します。

<大人用おむつ代の医療費控除>

大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の①②両方に該当する方は、市が交付する「おむつ使用確認書」で申告することができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方

②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁(の可能性)がある」の記載が確認できる場合

※初めておむつ代の医療費控除を受けられる方は、かかりつけの医療機関にお問い合わせください。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「おむつ使用確認書」を郵送で交付します。

☎高齢福祉課 ☎(0771)68-0006

福祉資格者就業サポート研修のご案内

介護福祉士や介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)などの資格を有する方で、現在、福祉、介護サービスに従事されていない方を対象に、就労を支援するための研修を開催します。2日間または3日間の研修を通して、最新の知識、技術を習得し、福祉、介護分野への一歩を踏み出しませんか。【無料】

●日時

①平成30年1月27日(土)午前10時～午後4時、28日(日)午前10時～午後4時30分

②平成30年2月22日(木)午前10時～午後4時、26日(月)午前10時～午後4時、27日(火)午前10時～午後4時30分

●場所

①長岡京市中央生涯学習センター4階学習室2(長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1番館)

②京都テルサ西館3階第2会議室(京都市南区東九条下殿田町70)

●**対象** 介護福祉士、介護職員初任者研修修了(旧ヘルパー2級)などの有資格者で、現在都合により介護、福祉サービス事業所に就業されておらず、福祉の現場への就職、再就職を希望している方

●**内容** 座学、実技演習、就業相談など

●**定員** 各20人

●**申込期限** ①平成30年1月19日(金)、②平成30年2月15日(木)

●**申込方法** 申込期限までに電話でお申し込みください。

※詳細はお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

☎京都府福祉人材・研修センター

☎(075)252-6297(月～金(祝日を除く)、午前9時～午後5時)

🌐<http://fukujob.kyoshakyo.or.jp/>